

仕様書

- 1 案件名称
生野区役所庁舎管理用自動体外式除細動器（AED） 買入
- 2 品名及び数量
自動体外式除細動器（AED）本体 1 台
なお、本体に対する付属品として、以下のものを付属させること
【付属品（内訳）】
 - ・キャリングケース 1 個
 - ・バッテリー 1 個
 - ・電極パッド（成人・小児兼用） 2 個
 - ・小児用キー 1 個（スイッチで小児用に切り替えられる場合は不要）
 - ・救急セット 1 個
 - ・取扱説明書（日本語） 1 部
- 3 納入（設置）場所
大阪市生野区勝山南 3－1－19
生野区役所 1 階
- 4 納入期限
令和 7 年 7 月 31 日（木）
- 5 仕様
 - (1) AED 本体
 - ①機器本体及び電極パッドは医療機器（除細動器）として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の承認を得ていること。
 - ②JRC 日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に対応する機器であるもの。また、音声ガイダンスが日本語であるもの。
 - ③AED 本体及び付属品は新品であること。
 - ④小学生から大人、未就学児に対応が可能であること。未就学児に使用する場合は、小児モードの切り替え等により出力エネルギーを減衰できること。
 - ⑤通信波形は二相性波形式であること。
 - ⑥バッテリー方式で作動し、バッテリーの寿命は AED に装着したスタンバイ状態において 4 年以上であること。また、本体の耐用年数は 7 年以上であること。
 - ⑦毎日自動でセルフチェックを行う機能を有し、機器本体、バッテリー及び電極パッド等に異常や不具合等があった場合、警告音及びインジケーターにて警告する機器であること。
 - ⑧外装保護規格（防塵・防水機能）について IP55 以上を有すること。
 - ⑨AED をキャリングケースに入れた状態で既存のスタンド型収納ケースに入る大きさであること。（内寸：高さ 34 × 幅 40 × 奥行 14 cm）
 - (2) 付属品
 - ①キャリングケースは、本体を保護し屋外等への搬出もできること。
 - ②AED 付属品は、キャリングケース内又は外側に付属する収納袋に収納し常時本体と一体で持ち運びできること。
- 6 参考製品
 - ・株式会社 CU CU-SP1
 - ・日本光電工業株式会社 AED-3100、AED-3150

・株式会社フィリップス・ジャパン ハートスタート FRx+e
※上記参考製品または同等品を可とする。

7 その他

- (1) 機器設置時に設置施設職員へ AED 取扱い方法等について説明を行うこと。
- (2) 搬入、設置、取扱い説明などにかかる費用は、契約金額の中にすべて含まれるものとする。
- (3) 見積書の提出にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

8 事業担当課

〒544-8501

大阪市生野区勝山南3-1-19

生野区役所企画総務課

電話 06-6715-9625

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。